

法令および定款に基づく インターネット開示事項

第71期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の連結注記表

計算書類の株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

事業報告の一部、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.furuno.co.jp>）に掲載することにより株主の皆様
に提供しております。

古野電気株式会社

1. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

(注) 1. 監査役会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手および報告を受け、会計監査人の当該事業年度の監査計画の妥当性および適切性、当該監査報酬の算出根拠、当該監査計画と監査報酬との整合性等を精査および確認し、審議した結果、当該事業年度の監査報酬の額は適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の海外の重要な子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の計算関係書類の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人について、監査役会が、会社法第337条第3項各号、会社法第340条第1項各号または会計監査人による計算書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるとき、のいずれかに該当すると判断した場合は、当該会計監査人を解任します。また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人について、その職務の遂行が適正に実施されることを確保できないまたは監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当である、と判断した場合には、会計監査人の変更のため、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

2. 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営理念に適った企業活動を通じ、企業価値の増大を図るとともに、安定的かつ持続的なグループ企業基盤を構築するため、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための基本方針を定め、内部統制機能の整備に取り組んでおります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループにおける共通の倫理基準として「フルノグループ行動規範」を掲げるとともに、役員・従業員の一人名が日常の業務遂行において守るべき行動基準を「コンプライアンス・ハンドブック」として明らかにし、これらの実践を通じて社会のルールや法律を順守する。
- ② 当社グループは、コンプライアンスの推進については「コンプライアンス規程」を定め、それに基づき、社長を委員長とし、外部委員（弁護士）も含めた「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、法務室を統括部署とし、当社の部門長・グループ会社の社長を推進責任者とする推進体制を設ける。また、継続的な教育・啓蒙を通じて、法令、企業倫理、社会規範等を順守する風土の浸透・定着を図る。
- ③ 当社グループにおいて法令違反またはその疑いがある行為等について、従業員等が直接通報または相談することができる内部通報制度（フルノほっとライン）を設ける。通報窓口は社内だけでなく社外の法律事務所にも設け、匿名でも受け付ける。なお、通報者及び調査協力者は、通報したこと又は調査に協力したことを理由に、不利益な取扱いを受けない。
- ④ 社長直轄の内部監査室が「内部監査規程」に基づき定期的実施する内部監査を通じ、会社業務が適正に行われているか否かを監査し、その結果を社長に報告するとともに監査内容を監査役に報告する。また、必要あるときは取締役会および監査役会に直接報告する。
- ⑤ 「内部監査規程」他関連諸規程およびコンプライアンス推進体制については、必要に応じて適宜見

直し、整備・改善を図る。

- ⑥ 当社グループは、金融商品取引法に基づき財務報告の信頼性を確保するために、「財務報告に係る内部統制運営規程」を定め、財務報告に係る必要かつ適切な内部統制システムを整備する。また、当該内部統制システムは定期的に検証し、必要に応じて適宜見直し、整備・改善を図る。
- ⑦ 社会の秩序や安全、公正な取引を脅かす、いわゆる総会屋や暴力団等の反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を、社内規程に基づき適正に記録する。
- ② 上記情報の保存および管理については、「情報管理規程」に定め、取締役および監査役が必要に応じていつでも閲覧可能な状態を確保する。
- ③ 「情報管理規程」他関連諸規程については、必要に応じて適宜見直し、整備・改善を図る。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクに対して、「リスク管理規程」他関連諸規程を定め、全社的なリスク管理体制を整備し、問題点の把握及び危機発生時の対応を行う。
- ② 「リスク管理規程」に基づき、社長を委員長とするリスク管理委員会を設け、子会社を含めた当社グループ全体における災害、事件・事故等のリスクを洗い出し、その低減を図るとともに、緊急事態が発生した場合に被害を最小限に抑える体制を整備・維持する。また、「リスク管理規程」他関連諸規程については、必要に応じて適宜見直し、整備・改善を図る。
- ③ 当社グループの事業継続に甚大な影響をおよぼす災害・危機の発生を想定した事業継続計画を策定するとともに、定期的な訓練と計画の見直しを行うことにより、災害・危機が発生した場合にも、早期に復旧できる体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制度を導入、経営と執行を分離し、取締役会の意思決定・監督機能と経営方針・戦略立案機能に重点を置いた体制強化を図るとともに、業務執行機能を強化し、事業環境の変化に迅速適切に対応を行う。
- ② 当社は、取締役会に加え経営会議を設置する。重要な業務執行案件は経営会議で審議し社長が決定を行う。また、経営報告会で、執行役員業務執行状況の報告を行う。
- ③ 社内規程に基づき、取締役の職務権限・担当職務および意思決定ルールを明確にし、取締役の職務執行の効率化を図る。
- ④ 当社は、当社グループの将来像を経営ビジョンとして定め、それに基づき中期経営計画を策定する。また、年度予算については中期経営計画に基づいて編成し、各部門の目標を明確化する。

(5) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「関係会社管理規程」を設け、各子会社を担当する執行役員等、所管部署および当社の承認・報告が必要な管理事項等を定める。また、「関係会社管理規程」他関連諸規程については、必要に応じて適宜見直し、整備・改善を図る。
- ② 各子会社を担当する執行役員等は、原則として当該子会社の取締役に就任し、当該子会社の他の取締役の職務執行を監視・監督するとともに、当社経営報告会において担当する子会社の業務の進捗、管理の状況等を報告する。
- ③ 内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、当社グループの業務が適正に行われているか否かを監査し、その結果を社長に報告するとともに監査内容を監査役に報告する。また、必要あるときは取締役会および監査役に直接報告する。
- ④ 監査役が、当社グループ全体の監査が適正かつ実効的に行えるよう、当社および子会社の会計監査人、子会社監査役、内部監査室およびその他関係部署等と連携し、情報・意見交換ができる体制を

確保する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する専任の使用人は、監査役補助業務について監査役の指示に従い、取締役その他業務執行部門からの指揮命令を受けない。
- ② 監査役の職務を補助する専任の使用人の人事等については、事前に監査役会の同意を得るものとする。
- ③ 監査役は、内部監査室所属あるいは特定の業務について十分検証できるだけの専門性を有する従業員に、監査業務に必要な事項を指示することができる。
- ④ 監査役より監査業務に必要な指示を受けた従業員は、その指示に関しては、取締役・内部監査室長等の指揮命令を受けない。

(7) 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制、また、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、「監査役への報告等に関する規程」を制定し、以下の監査役の監査が的確且つ実効的に行われることを確保する。
- ② 取締役は、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実、重大な法令・定款違反、その他重要な事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。また、監査役の監査が実効的に行われるよう、監査役への報告事項、提供情報等を明確化し、実施する。
- ③ 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員等にその説明を求めることができる。また、監査役が必要と認めた場合には、いかなる会議、委員会等にも出席できる体制を確保する。
- ④ 監査役は、必要に応じ、当社および当社グループの取締役、従業員および子会社監査役等から報告、意見、情報等を求めることができる。
- ⑤ 当社および当社グループの取締役、従業員等は、監査役に報告したことを理由に、不利益な取扱いを受けない。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行について生ずる費用または債務については、予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった事由のために必要となった費用についても負担する。

(9) その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が、必要に応じて代表取締役と会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互理解を深めることができる体制を確保する。
- ② 監査役が、定期的に内部監査室と会合を持ち、監査内容等について確認すると同時に、監査方法等について意見交換ができる体制を確保する。
- ③ 監査役が、会計監査人の行う監査報告会に同席し、監査内容について説明を受けるとともに、会計監査人との情報および意見交換ができる体制を確保する。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) コンプライアンスに関する取り組み

当社は、年2回開催するコンプライアンス委員会において、コンプライアンスへの取り組みに関する進捗状況を確認しております。役員及び従業員に対して、コンプライアンスのより一層の徹底

を図るため、社内講習や外部から講師を招いてのコンプライアンス研修を定期的実施しております。また、内部通報制度を設け、通報者の保護を図るとともに問題の早期発見と改善に努めており、その運用・通報状況についてコンプライアンス委員会に報告を行っております。

(2) 損失の危険に関する取り組み

当社は、年1回リスク管理委員会を開催し、各部門で認識されたリスクの評価と対応すべき重点リスク項目を定めております。当期におきましては、リスクに応じて設けている対策分科会が、担当する各リスクの低減に向けて、eラーニングによる教育や勉強会等を実施しました。

(3) 業務執行の適正及び効率性確保に関する取組み

当社は、毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、業務執行の意思決定及びその監督を有効に行なっております。当期におきましては、定例取締役会を12回開催し、重要な業務執行の決定を行うとともに、業務執行状況の報告を通じて、取締役の職務執行の監督を適切に行いました。また、取締役並びに監査役、事業責任者が出席する経営会議を12回開催し、中期経営計画及び戦略投資等について取締役会に先立ち審議を行うことで、業務執行の意思決定の適正及び効率性を確保しました。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組み

当社子会社は、経理部が主管する「関係会社管理規程」に基づき、定められた重要な事項について当社へ承認申請・報告を行う体制としているほか、内部監査室が定期的に監査を行っております。

(5) 監査役監査の実効性確保の取組み

当社は、監査役会設置会社の形態を採用し、監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要書類の閲覧、子会社への往査、取締役・執行役員・部長へのヒアリング等を通じ、客観的・合理的な監査を実施しております。また、監査役は、代表取締役及び社外取締役と定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室、会計監査人と十分な連携をとり監査の実効性を確保しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年3月1日残高	7,534	10,080	30,914	△196	48,333
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,576		△1,576
自己株式の取得				△0	△0
譲渡制限付株式報酬		9		9	18
親会社株主に帰属する当期純利益			2,814		2,814
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△794			△794
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計		△784	1,237	9	461
2022年2月28日残高	7,534	9,295	32,152	△187	48,795

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2021年3月1日残高	474	△2,930	△517	△2,973	332	45,692
当連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,576
自己株式の取得						△0
譲渡制限付株式報酬						18
親会社株主に帰属する当期純利益						2,814
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△794
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	180	1,760	118	2,059	△332	1,726
当連結会計年度中の変動額合計	180	1,760	118	2,059	△332	2,188
2022年2月28日残高	654	△1,169	△399	△914	-	47,880

連 結 注 記 表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 33社
- (2) 主要な連結子会社の名称
- フルノ九州販売(株)
 - フルノ関西販売(株)
 - 協立電波サービス(株)
 - (株)フルノシステムズ
 - フルノライフベスト(株)
 - ラボテック・インターナショナル(株)
 - FURUNO U. S. A. , INC.
 - FURUNO NORGE A/S
 - FURUNO (UK) LTD.
 - FURUNO DANMARK A/S
 - FURUNO FRANCE S. A. S.
 - FURUNO ELECTRIC HOLDING ESPANA S. A.
 - FURUNO FINLAND OY
 - 古野香港有限公司
 - FURUNO DEUTSCHLAND GmbH
 - FURUNO EUROPE B. V.
 - FURUNO HELLAS S. A.
 - FURUNO SINGAPORE PTE LTD
 - FURUNO CHINA CO. , LIMITED
 - FURUNO KOREA CO. , LTD.
 - 古野(上海)貿易有限公司

(3) 主要な非連結子会社の状況

- ① 名称
- (株)フルノソフテック、大連古野軟件有限公司、(株)ノベラック、孚諾科技（大連）有限公司、ELECTRONIC NAVIGATION LTD.
- ② 連結の範囲から除いた理由
- 非連結子会社の合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数 1社
- (2) 持分法を適用した関連会社の名称
- SIGNET S. A. S.

その他の非連結子会社（7社）及び関連会社（1社）に対する投資については、影響軽微のため持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社の決算日は、次のとおりであり、同日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な変動については調整しております。

FURUNO U. S. A. , INC.	11月30日
FURUNO NORGE A/S	12月31日
FURUNO (UK) LTD.	12月31日
FURUNO LEASING LTD.	12月31日
FURUNO DANMARK A/S	12月31日
FURUNO SVERIGE AB	12月31日
FURUNO FRANCE S. A. S.	12月31日
FURUNO ELECTRIC HOLDING ESPANA S. A.	12月31日
FURUNO ESPANA S. A.	12月31日
FURUNO FINLAND OY	12月31日
古野香港有限公司	12月31日
FURUNO POLSKA Sp. Zo. o.	12月31日
FURUNO EURUS LLC	12月31日
FURUNO DEUTSCHLAND GmbH	12月31日
FURUNO EUROPE B. V.	12月31日
FURUNO HELLAS S. A.	12月31日
FURUNO SINGAPORE PTE LTD	12月31日
FURUNO (CYPRUS) LTD	12月31日
FURUNO ITALIA S. R. L.	12月31日
FURUNO CHINA CO. , LIMITED	12月31日
FURUNO PANAMA, S. A.	11月30日
PT. FURUNO ELECTRIC INDONESIA	12月31日
FURUNO KOREA CO. , LTD.	12月31日
古野(上海)貿易有限公司	12月31日
FURUNO ELECTRIC (MALAYSIA) SDN. BHD.	12月31日
東莞古野電子有限公司	12月31日
EMRI A/S	12月31日

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

 その他有価証券

 時価のあるもの

 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

 時価のないもの

 移動平均法による原価法

デリバティブ

 時価法

たな卸資産

 主として総平均法による原価法

 （貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により当連結会計年度負担額を計上しております。

製品保証引当金

当社及び連結子会社が納入した製品の無償交換サービス費用の将来の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ

ヘッジ対象 … 長期借入金

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを低減することを目的として金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計との比較により有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

主として18年間の定額法により償却しております。

5. その他連結計算書類作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税等については税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

[表示方法の変更]

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に[会計上の見積りに関する注記]を記載しております。

[会計上の見積りに関する注記]

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	240百万円

繰延税金資産計上額は繰延税金負債との相殺及び評価性引当額控除後の金額であります。

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識しております。

繰延税金資産の回収可能性は、予測される将来の課税所得の見積りやタックスプランニング等に基づき判断しております。このうち将来の課税所得の見積りは、事業計画に基づいて算定しますが、当該事業計画に含まれる売上高や売上原価の予測には、販売数量や生産数量、価格といった重要な仮定を含んでおります。そのため、これら重要な仮定に変化が生じ、繰延税金資産の回収可能性の評価が変更された場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

[追加情報]

新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の拡大または収束を予測することは困難な状況ではありますが、当社グループへの影響は限定的であるとの仮定に基づき、当連結会計年度における会計上の見積りを行っております。

なお、当感染症の収束時期は不透明であるため、今後の状況の変化により判断を見直した結果、翌連結会計年度以降の当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 25,362百万円
2. 担保資産及び担保付債務
担保資産
土地・建物 107百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計 年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	31,894,554	—	—	31,894,554
合計	31,894,554	—	—	31,894,554
自己株式				
普通株式	370,656	525	18,270	352,911
合計	370,656	525	18,270	352,911

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加525株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少18,270株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。
3. 株主名簿上は、当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株あります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月27日 定時株主総会	普通株式	945	30.00	2021年2月28日	2021年5月28日
2021年9月22日 取締役会	普通株式	630	20.00	2021年8月31日	2021年11月12日

(2) 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月26日 定時株主総会(予定)	普通株式	630	利益剰余金	20.00	2022年2月28日	2022年5月27日

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に船用電子機器及び産業用電子機器等の製造販売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は銀行借入にて調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、債権管理に関する社内規程に従ってリスク低減を図っております。海外で事業を行うにあたり生じる外貨建営業債権債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用して為替変動リスクを回避しております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

また、一部の借入金に係る支払金利の変動リスク等を抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する目的で先物為替予約取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,350	14,350	—
(2) 受取手形及び売掛金	15,080		
(3) 電子記録債権	1,617		
貸倒引当金	△306		
	16,391	16,391	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	1,858	1,858	—
資産計	32,600	32,600	—
(1) 支払手形及び買掛金	4,049	4,049	—
(2) 電子記録債務	8,458	8,458	—
(3) 短期借入金	2	2	—
(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	9,600	9,572	△27
負債計	22,110	22,082	△27
デリバティブ取引(※1)	12	12	—

(※1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定される方法によっております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法、又は取引金融機関から提示された価格によっております。

デリバティブ取引

時価は、取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

- (注2) 非上場の株式等（連結貸借対照表計上額1,322百万円）は、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,518円02銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 89円24銭 |

[その他の注記]

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率その他の数値は、四捨五入により表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本 準備金	その他資 本剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金				
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
2021年3月1日残高	7,534	10,073	7	617	1,490	5,169	△196	24,696	
当期中の変動額									
剰余金の配当						△1,576		△1,576	
当期純利益						4,585		4,585	
自己株式の取得							△0	△0	
譲渡制限付株式報酬			9				9	18	
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）									
当期中の変動額合計			9			3,008	9	3,027	
2022年2月28日残高	7,534	10,073	16	617	1,490	8,178	△187	27,723	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年3月1日残高	423	423	25,119
当期中の変動額			
剰余金の配当			△1,576
当期純利益			4,585
自己株式の取得			△0
譲渡制限付株式報酬			18
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	185	185	185
当期中の変動額合計	185	185	3,212
2022年2月28日残高	609	609	28,332

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商 品 個別法による原価法によっております。

② 製品・仕掛品 総平均法（一部個別法）による原価法によっております。

③ 原 材 料 総平均法（一部先入先出法）による原価法によっております。

④ 貯 蔵 品 個別法による原価法によっております。

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

当社が納入した製品の無償交換サービス費用の将来の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生時の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生時から費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ
ヘッジ対象 … 長期借入金

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを低減することを目的として金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計との比較により有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類の作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) のれんの償却方法及び償却期間

主として5年間の定額法により償却しております。

(3) 消費税等の会計処理方法

消費税等については税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[表示方法の変更]

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に[会計上の見積りに関する注記]を記載しております。

[会計上の見積りに関する注記]

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金負債	238百万円

繰延税金負債計上額は評価性引当額控除後の繰延税金資産との相殺後の金額であります。

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に記載の[会計上の見積りに関する注記]の内容と同一であります。

[追加情報]

新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の拡大または収束を予測することは困難な状況であります。当社への影響は限定的であるとの仮定に基づき、当事業年度における会計上の見積りを行っております。

なお、当感染症の収束時期は不透明であるため、今後の状況の変化により判断を見直した結果、翌事業年度以降の当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 18,656百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権・債務 | |
| 短期金銭債権 | 5,889百万円 |
| 長期金銭債権 | 232百万円 |
| 短期金銭債務 | 4,513百万円 |
| 3. 役員に対する金銭債務 | |
| 長期金銭債務 | 149百万円 |
- 役員に対する金銭債務は、将来の退任時に支給する退職慰労金に係る債務であります。

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	
売上高	28,427百万円
仕入高	6,060百万円
その他	487百万円
営業取引以外の取引高	5,007百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	370,656	525	18,270	352,911
合計	370,656	525	18,270	352,911

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加525株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少18,270株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。
 3. 株主名簿上は、当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株あります。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金繰入超過額	720百万円
長期未払金	45百万円
賞与引当金繰入超過額	361百万円
貸倒引当金繰入超過額	6百万円
棚卸資産評価損	547百万円
投資有価証券評価損	128百万円
関係会社株式評価損	379百万円
減損損失	103百万円
製品保証引当金繰入超過額	294百万円
税務上の繰越欠損金	1,665百万円
その他	215百万円
繰延税金資産小計	4,468百万円

評価性引当額

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,548百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,440百万円
評価性引当額小計	△3,988百万円

繰延税金資産合計

480百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△216百万円
前払年金費用	△469百万円
その他	△32百万円
繰延税金負債合計	△718百万円
繰延税金負債の純額	△238百万円

[関連当事者との取引]

子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
子会社	フルノ関西販売(株)	(所有) 直接 100.0	当社製品の販売 役員の兼任	資金の借入 (注2)	678	短期借入金	678
	(株)フルノシステムズ	(所有) 直接 100.0	情報関連製品の部 品等の仕入代行 役員の兼任	仕入代行取 引高 (注3)	1,500	売掛金	715
				資金の借入 (注2)	1,220	短期借入金	960
	FURUNO U. S. A., INC.	(所有) 直接 100.0	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の 販売 (注1)	6,927	売掛金	672
	FURUNO DANMARK A/S	(所有) 直接 100.0	当社製品の販売 役員の兼任	資金の借入 (注2)	715	短期借入金	712
	古野香港有限公司	(所有) 直接 100.0	当社製品等の製造 役員の兼任	原材料等の 有償支給 (注1)	1,464	未収入金	1,531

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 一般的な市場価格等を勘案し、取引価格を決定しております。

(注2) 子会社との資金の貸借については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 取引金額は総額で記載しておりますが、損益計算書上は売上と仕入を相殺した純額で計上しております。

(注4) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	898円26銭
2. 1株当たり当期純利益	145円40銭

[その他の注記]

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率その他の数値は、四捨五入により表示しております。